



# 宮 崎 県 公 報

平成27年7月6日(月曜日) 第 2706 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 林業種苗生産事業者の登録 (2 件) …… (森林経営課) 1
- 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (山村・林振興課) 1
- 農業振興地域の指定の一部変更…………… (農村計画課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2

### 公 告

- 宮崎県営国民宿舎えびの高原荘及び宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の公表…………… (観光推進課) 3
- 宮崎県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の公表…………… ( “ ) 4
- 入札公告…………… 4
- 公安委員会規則**
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 5
- 雑 報**
- 平成27年度行政書士試験の実施について…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 433号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
藤元中央病院	宮崎市北川内町乱橋3584番地 1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年7月6日から平成30年7月5日まで

### 宮崎県告示第 434号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1316	尾形 幸重	採取	幼苗の育	尾形 幸重

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 436号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

	東臼杵郡諸塚村大字家代1142番地	成・幼苗以外の苗木の育成	東臼杵郡諸塚村大字家代1142番地
1317	川崎 達郎 宮崎市まなび野2丁目5番地7	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	川崎 達郎 宮崎市まなび野2丁目5番地7

### 宮崎県告示第 435号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1318	提石 正男 宮崎市高岡町浦之名4907番地63	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	提石 正男 宮崎市高岡町浦之名4907番地63

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 1 から 7 までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付資料）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>[略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			7 [略]			8 1 から 7 までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]		<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 山村振興法（昭和40年法律第64号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">12年以内</td> <td style="text-align: center;">5 年以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 1 から 8 までに掲げる貸付内容以外の場合</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付資料）</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 山村振興法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業に関する事項について記載したものと並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること</p> <p>[略]</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			7 [略]			8 山村振興法（昭和40年法律第64号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5 年以内	9 1 から 8 までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]	
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
7 [略]																												
8 1 から 7 までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]																											
貸付内容	償還期間	据置期間																										
[略]																												
7 [略]																												
8 山村振興法（昭和40年法律第64号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	5 年以内																										
9 1 から 8 までに掲げる貸付内容以外の場合	[略]																											

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 437号

昭和45年宮崎県告示第 238号の 5 で指定した都城市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県北諸県農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 438号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 7 月 6 日から平成27年 7 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 7 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 269号	都城市山之口町山之口字丸岡ノ元	旧	12.6～14.5	264.0
			3339番 3 から同市同町山之口同字 3291番 1 地先まで	新	12.6～21.7	264.0

宮崎県告示第 439号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(串間) 27-1	竹内裕昭	串間市大字西方位 上高野2607番4、 2605番3、道の一 部	4.00	16.15	平成27 年6月 17日

## 公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県営国民宿舎えびの高原荘及び宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手續について次のとおり公表する。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県営国民宿舎 えびの高原荘	宮崎県えびの市大 字末永 1,489番地	国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設
宮崎県営えびの高 原スポーツレクリ エーション施設		県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設

## 2 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設(以下「えびの高原施設」という。)の利用に関する業務
- えびの高原施設の維持及び保全に関する業務
- えびの高原施設に係る事業計画、決算等の業務
- その他宮崎県営国民宿舎えびの高原荘・宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4並びに宮崎県営国民宿舎管理規則(平成17年宮崎県規則第74号)第11条及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設管理規則(平成17年宮崎県規則第73

号)第11条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- 宮崎県内に事業所又は事務所を有するなど、県内に責任者を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
- 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- 利用者の平等な利用が確保されていること。
- 事業計画の内容が、えびの高原施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- 事業計画の内容が、えびの高原施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

## 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
- 配布期間 平成27年7月8日から平成27年9月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること(郵便にあっては、書

留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。)

- (2) 提出期間 平成27年8月7日から平成27年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課総務計画担当  
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
- (1) 名称 宮崎県営国民宿舎高千穂荘（以下「高千穂荘」という。）
- (2) 所在地 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井 1,037番地の4
- (3) 設置目的 国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設
- 2 指定期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 高千穂荘の利用に関する業務
- (2) 高千穂荘の維持及び保全に関する業務
- (3) 高千穂荘に係る事業計画及び決算等の業務
- (4) その他宮崎県営国民宿舎高千穂荘指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法  
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有するなど、県内に責任者を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は整備すること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手

続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
- (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画の内容が、高千穂荘の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、高千穂荘の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法  
提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
- (2) 配布期間 平成27年7月8日から平成27年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。)
- (2) 提出期間 平成27年8月7日から平成27年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先  
宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課総務計画担当  
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7104
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年7月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 タブレット型情報端末 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成27年9月30日
- (4) 契約期間 平成27年10月1日から平成32年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他の者であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年7月28日までに提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
- (2) 期間 平成27年7月6日から平成27年8月18日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
- (2) 期間 平成27年7月6日から平成27年7月27日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館4階 委員会室
- (2) 日時 平成27年7月13日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 平成27年8月19日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成27年8月20日午後2時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required:Tablet-type information terminal : 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m,19 August, 2015
- (3) Contact point for the notice: Education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.  
TEL: 0985-44-2601

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月6日

宮崎県公安委員会規則第 6 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則 (昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両ア～サ [略]</p> <p>シ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第 2 号の標章 (他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。) を掲示しているもの ((オ) にあつては、昼間 (日出から日没までの時間をいう。) に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について (平成 6 年 12 月 1 日児発第 1033 号) に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者 (児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度 (平成 17 年厚生労働省告示第 23 号) 第 8 表中の色素性乾皮症に限る。)</p> <p>2～7 [略]</p> <p>様式第 4 号 (第 4 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>1～4 [略]</td></tr> <tr><td>申 小児慢性特定疾患 [略]</td></tr> <tr><td>請 5 児手帳所持者 [略]</td></tr> <tr><td>理 (色素性乾皮症) [略]</td></tr> <tr><td>由 6 [略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>※ 1～3 [略]</p>	[略]	1～4 [略]	申 小児慢性特定疾患 [略]	請 5 児手帳所持者 [略]	理 (色素性乾皮症) [略]	由 6 [略]	[略]	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両ア～サ [略]</p> <p>シ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第 2 号の標章 (他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。) を掲示しているもの ((オ) にあつては、昼間 (日出から日没までの時間をいう。) に限る。)</p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p>(オ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について (平成 6 年 12 月 1 日児発第 1033 号) に基づく小児慢性特定疾患児手帳又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 3 第 7 項に定める医療受給者証の交付を受けている者 (小児慢性特定疾患児手帳及び医療受給者証は、児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度 (平成 26 年厚生労働省告示第 475 号) 第 14 表中の色素性乾皮症のため交付されたもの) に限る。)</p> <p>2～7 [略]</p> <p>様式第 4 号 (第 4 条関係)</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>1～4 [略]</td></tr> <tr><td>申 小児慢性特定疾患 [略]</td></tr> <tr><td>請 5 児手帳又は医療受給者証所持者 [略]</td></tr> <tr><td>理 (色素性乾皮症) [略]</td></tr> <tr><td>由 6 [略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>※ 1～3 [略]</p>	[略]	1～4 [略]	申 小児慢性特定疾患 [略]	請 5 児手帳又は医療受給者証所持者 [略]	理 (色素性乾皮症) [略]	由 6 [略]	[略]
[略]															
1～4 [略]															
申 小児慢性特定疾患 [略]															
請 5 児手帳所持者 [略]															
理 (色素性乾皮症) [略]															
由 6 [略]															
[略]															
[略]															
1～4 [略]															
申 小児慢性特定疾患 [略]															
請 5 児手帳又は医療受給者証所持者 [略]															
理 (色素性乾皮症) [略]															
由 6 [略]															
[略]															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

平成 27 年度行政書士試験の実施について

行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 4 条第 1 項の規定により宮崎県知事から委任された平成 27 年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成 27 年 7 月 6 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

- 1 試験期日  
平成 27 年 11 月 8 日 (日) 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所  
宮崎県立宮崎工業高等学校 (宮崎市天満町 9 - 1)
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46 題)	憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 27 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

等 (出題数14題)

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成27年8月3日(月)から9月4日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する専用の封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月4日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはオを御覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## ① 郵送配布

(ア) 配布期間

平成27年8月3日(月)から8月28日(金)まで

(イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、8月28日必着のこと。

郵便番号 100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター

## ② 窓口配布

(ア) 配布期間

平成27年8月3日(月)から9月4日(金)まで

(イ) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

## (2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ(高さ4:幅3の割合のもの)を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に

掲載します。

## イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)は、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

④ 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

## ウ 受付期間

① 平成27年8月3日(月)午前9時から9月1日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月1日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 受付最終日(9月1日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへ御相談ください。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成28年1月27日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を登載(時間は、合格発表日の午前中)します。

## 7 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター(電話:03-3263-7700)、宮崎県行政書士会(電話:0985-24-4356)又は宮崎県総務部市町村課(電話:0985-26-7116)にお問い合わせください。

--	--